


所管部課	学校教育部 学校教育課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>教育委員会公印規程については、平成29年4月1日に予定している組織改正に伴い課の名称変更が生じること、また、必要な様式等については、事務の合理化の観点から別に定めることとするものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第1中 管守者である「学校教育課長」を「教育総務課長」に改める。 ・必要な様式その他の事項は、教育長が別に定める。 <p>(2) 施行日</p> <p>平成29年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>平成29年4月1日付けの組織改正に対応することができる。 事務の合理化が図れる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 規則の案文は、文書課において審査済み。</p> <p>(2) 平成29年3月24日開催の教育委員会定例会において承認済み。</p> <p>(3) 平成29年3月27日に公布済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。